



「アクサダイレクト総合自動車保険」をご契約いただくお客さまへ

(保険始期日2018年10月9日以降用)

重要事項説明書

この書面は、「アクサダイレクト総合自動車保険」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。なお、保険契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険をセットされる場合）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項をいいます。

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をいいます。

ご契約の内容は、普通保険約款および特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」または当社ホームページ(<http://www.axa-direct.co.jp/>)をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

このマークが記載されている項目は、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」に詳細を記載しています。

用語のご説明

この重要事項説明書にて使用している主な用語のご説明は以下のとおりです。

用語		説明
工	AEB	自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動的に作動する衝突被害軽減ブレーキ装置のことをいいます。AEBはAutonomous Emergency Brakingの略です。
	ASV	AEB等の運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車のことをいいます。ASVはAdvanced Safety Vehicleの略です。
キ	記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方で、保険証券 ^(注) （または保険契約継続証）に記載された被保険者をいいます。
ケ	原動機付自転車	原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車をいい、側車付二輪または三輪以上の場合は、原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
コ	ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
	ご契約のお車	保険契約をご契約になる自動車（保険の対象となる自動車）であって、保険契約者の指定に基づき保険証券 ^(注) （または保険契約継続証）の「ご契約の自動車」欄に登録番号などが記載されている自動車をいいます。
シ	自家用8車種	次の①から⑧の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車（最大積載量0.5t超2t以下） ⑤自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下） ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
	「車対車+A」車両保険	「車対車+A特約」をセットした車両保険をいいます。
	車対車+A特約	「自動車相互間衝突危険『車両損害』補償（相手自動車確認条件付）および車両危険限定補償特約（A）」をいいます。
	人身傷害搭乗中のみ補償特約	「人身傷害補償に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」をいいます。
	人身傷害補償特約（搭乗中のみ補償）	「人身傷害搭乗中のみ補償特約」をセットした人身傷害補償特約をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	ト 特約	オプションとなる補償内容などや普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
	ニ 二輪・原付	自家用二輪自動車および原動機付自転車をいいます。
	ノ ノンフリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。
ハ	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ヒ	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
フ	ファミリーバイク特約	「原動機付自転車に関する『賠償損害』補償特約」をいいます。
	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。
ホ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	当社に保険契約のお申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
ミ	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
メ	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で被保険者に自己負担いただく額をいいます。
ヨ	用途車種	ナンバープレート上の分類番号や色などに基づき、当社が定めた自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

^(注)「保険証券等の不発行に関する特約」をセットされている場合は、当社ホームページ上のお客様専用ページの契約内容確認画面に読み替え願います。

このマークが記載されている項目は、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」に詳細を記載しています。

(2018年7月版)

(1)商品の仕組み 契約概要

「アクサダイレクト総合自動車保険」の「基本となる補償」「自動的にセットされる主な特約(自動セット特約)」「セットすることができる主な特約(任意セット特約)」は次のとおりです。

(下表の□の補償は、二輪・原付の場合にはセットできません。)

	基本となる補償	自動的にセットされる主な特約 (自動セット特約)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)
相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険		対物全損時修理差額 費用補償特約
おヶガの補償	自損事故保険 ^(注1) 無保険車傷害保険 搭乗者傷害保険 人身傷害補償特約 ^(注1)		アクサ安心プラス ^(注2) ファミリープラス レディースプラス ペットプラス 人身傷害搭乗中のみ 補償特約
お車などの補償	車両保険 ^(注3) 身の回り品保険	車両全損時臨時費用 補償特約(5%) 車両価額協定保険特約 被保険自動車の盗難に 関する代車等費用補償特約	車対車+A特約 車両保険支払条件変更特約 (定率免責用) ^(注4) 地震・噴火・津波危険 「車両全損時一時金」特約 車両保険の免責金額 に関する特約 ^(注5)
その他の補償		他車運転危険補償特約 被害者救済費用補償特約	弁護士費用等補償特約 ファミリーバイク特約

(注1) 人身傷害補償特約をセットする場合は、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約で補償します。

(注2) アクサ安心プラスは複数の特約からなるパッケージです。搭乗者傷害保険をご契約の場合に、以下3つのプランからお客様のニーズに合わせてセットすることができます。なお、ファミリープラスおよびレディースプラスはプラン名称であり、それぞれご家族のみ、女性のみを対象とするものではありません。また、複数のプランをお選びいただいた場合には、重複する特約はセットされません。この場合、保険料を調整します。(お支払いする保険金の額は増額されません。)

特約	プラン	ファミリープラス	レディースプラス	ペットプラス
搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払特約	○	○	×	
搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約	○	×	×	
搭乗者傷害保険の家事労働費用補償特約	○	×	×	
ペット搭乗中補償特約	×	×	○	
形成手術費用補償特約	○	○	×	
日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)	○	○	○	○
携行品損害補償特約	×	○	○	×

(注3) 当社が定める一部の車両には、車両保険をセットできません。

(注4) 車両保険の免責金額を「定率方式」にて設定される場合にセットされます。

(注5) 車両保険の1回目の免責金額が5万円のご契約にセットすることができます。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲など

① 基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

〔書〕 ② 契約締結前ににおけるご確認事項(2)基本補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。また、下記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。詳しくは「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」をご参照ください。

	基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険	ご契約のお車の事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険などの補償額を超える部分に対し、保険金 ^(注) をお支払いします。 ^(注) 被害者1名につき保険金額は「無制限」となります。	● ご契約のお車を運転中の方またはその父母・配偶者・お子さまなどの生命または身体が害されたことにより、被保険者が被った損害など
	対物賠償保険	ご契約のお車の事故により、他人の車や建物など、他人の財物に損害を与えた、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金 ^(注) をお支払いします。 ^(注) 1回の事故につき原則として保険金額を限度とします。	● ご契約のお車を運転中の方またはその父母・配偶者・お子さまなどの所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が被った損害など
	自損事故保険	自損事故(電柱への衝突や転落事故など)により、ご契約のお車の保有者・運転者または乗車中の方が死傷され、自賠責保険などの保険金が支払われない場合に、所定の保険金をお支払いします。 人身傷害補償特約がセットされている場合、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約で補償します。	
	無保険車傷害保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死亡、または後遺障害を被り、相手方のお車が不明、無保険車 ^(注1) であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合に、保険金 ^(注2) をお支払いします。 ^(注1) 対人賠償保険が契約されていないお車等をいいます。 ^(注2) 被保険者1名につき2億円を限度とします。 人身傷害補償特約がセットされている場合、人身傷害補償特約の保険金の額が、無保険車傷害保険による保険金の額および自賠責保険などによる保険金の額の合計額を下回るときに、無保険車傷害保険をお支払いします。	● 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ● 次のいずれかに該当する場合にその本人に生じた損害または傷害 a. 無免許運転 b. 麻薬などの影響で正常な運転ができるないおそれがある状態での運転 c. 酒気を帯びた状態での運転 ● 被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失によって生じた損害または傷害など
	搭乗者傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷した場合に、所定の保険金をお支払いします。	
	人身傷害補償特約	自動車事故により、補償の対象となる方が死傷したことにより被った損害について、過失割合に関係なく保険金 ^(注) をお支払いします。 ^(注) 被保険者1名につき保険金額を限度とします。	
お車などの補償	車両保険	衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費など)から免責金額を差し引いた額について、車両保険金 ^(注) をお支払いします。なお、全損の場合には免責金額を差し引かずにお支払いします。 ^(注) 1回の事故につき原則として保険金額を限度とします。	● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害 ● ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害 ● ご契約のお車から取り外された部分品・付属品に生じた損害 ● タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。) ● 法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ● 次のいずれかに該当する場合に生じた損害 a. 無免許運転 b. 麻薬などの影響で正常な運転ができるないおそれがある状態での運転 c. 酒気を帯びた状態での運転
	身の回り品保険	「車両保険金」が支払われる場合で、同一の事由によりご契約のお車に積載している身の回り品 ^(注1) に損害が生じたときに、損害額(修理費など)について、身の回り品保険金 ^(注2) をお支払いします。 ^(注1) 個人が所有する日常用の動産をいい、事業用動産などは含まれません。 ^(注2) 1回の事故につき10万円を限度とします。	など

② 免責金額 注意喚起情報

車両保険には、免責金額があり、下表の設定方式および免責金額の組み合わせからお選びいただけます。

設定方式	免責金額の組み合わせ		設定の条件など
	1回目の車両事故	2回目以降の車両事故	
a. 増額方式	0万円	10万円	—
	5万円	10万円	この組み合わせの場合は、「車両保険の免責金額に関する特約」 ^(注1) をセットできます。
	7万円	10万円	ノンフリート等級が1~6等級の場合のみ選択できます。
b. 定額方式	10万円		—
c. 定率方式	30% ^(注2)		「車対車+A特約」がセットされた場合のみ選択できます。この方式を選択される場合は、「車両保険支払条件変更特約(定率免責用)」がセットされます。

(注1)車両保険の1回目の事故で、相手が確認できる他のお車との衝突・接触事故の場合は、免責金額が0円(ゼロ)になる特約です。

(注2)車両保険の損害額に免責割合30%を乗じた額が免責金額となります。

③ 主な特約の概要

契約概要

〔書〕 ② 契約締結前ににおけるご確認事項(2)基本補償、(3)特約

主な特約の概要は次のとおりです。以下に記載のない特約の概要および詳細につきましては、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」をご参照ください。

ア.「対物全損時修理差額費用補償特約」

対物事故における相手のお車の修理費が時価額を上回り、その差額を被保険者が負担した場合に、差額分に過失割合を乗じた額を50万円を限度にお支払いする特約です。ただし、相手自動車が6か月以内に修理されなかった場合は保険金をお支払いしません。

(注)対物全損時修理差額費用補償特約の補償例については、P.9「重要事項説明書の補足事項(1)」をご参照ください。

イ.「人身傷害搭乗中のみ補償特約」

人身傷害補償特約のお支払対象となる事故の範囲を「ご契約のお車に搭乗中の事故」に限定する特約です。

<人身傷害補償のご契約タイプと補償範囲>

ご契約タイプ	主な対象事故 被保険者	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車 ^(注) に搭乗中の事故	歩行中や自転車に乗っているときのお車との事故
人身傷害補償特約	記名被保険者・ご家族	○	○	○
	上記以外の方	○	×	×
人身傷害補償特約 (搭乗中のみ補償)	記名被保険者・ご家族	○	×	×
	上記以外の方	○	×	×

(注)記名被保険者やご家族が所有または主に使用するお車や二輪・原付(ご契約のお車と同一の「用途車種」の場合を除きます。)など対象とならないお車があります。

ウ.「車対車+A特約」

車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

<車両保険のご契約タイプと補償範囲>

主な対象事故 ご契約タイプ	お車 ^(注1) 同士の衝突・接触	火災・爆発・盗難、台風・洪水・高潮	落書・いたずら、物の飛来・落下、窓ガラスの破損	自転車との衝突・接触	電柱などに衝突、あて逃げ、墜落・転覆	地震・噴火、これらによる津波
一般車両保険	○	○	○	○	○	×
「車対車+A」車両保険	○ ^(注2)	○	○	×	×	×

(注1)二輪・原付を含みます。

(注2)相手のお車とその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。また、ご契約のお車と所有者が同一のお車との事故は対象となりません。

(注3)これらのリスクに備えて、「地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約」をセットできます。

エ.「地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約」

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じ、全損^(注1)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円^(注2)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金^(注3)としてお支払いします。大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、お引き受けを制限させていただくことがあります。

(注1)この特約における全損とは、地震・噴火またはこれらによる津波により、ご契約のお車の車体や原動機などに著しい損傷が生じた場合、流出または埋没し発見されなかつた場合、または運転席の座面を超える浸水があった場合など、ご契約のお車の損害の状態がこの特約に定める基準に該当する場合をいいます。

(注2)車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額のお支払いとなります。

(注3)この特約による保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去などに要する費用を負担しません。

オ.「弁護士費用等補償特約」

記名被保険者またはそのご家族などが、日本国内において偶然な事故により被害にあわれた場合に、相手方への損害賠償請求を当社の承認を得た弁護士などに委任したときに負担する損害賠償請求費用および法律相談費用を補償する特約です。

(注)弁護士費用等補償特約の補償範囲については、P.9「重要事項説明書の補足事項(2)」をご参照ください。

カ.「ファミリーバイク特約」

記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます。)による事故で他人を死傷させ、もしくは他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合の対人もしくは対物事故、または原動機付自転車に搭乗中の自損事故について保険金をお支払いする特約です。

④補償の重複に関するご注意 注意喚起情報 ②契約締結前におけるご確認事項(4)補償の重複に関するご注意

下表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますか、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認ください。^(注1)

補償の重複が生じる 他の保険契約の例	2台目以降の自動車保険の人身傷害補償特約 ^(注2) 2台目以降の自動車保険の日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)	2台目以降の自動車保険の弁護士費用等補償特約 2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約
-----------------------	---	--

(注1)重複を避けるために1つのご契約のみに特約をセットした場合、その保険契約を解約したときや家族状況の変化(同居から別居への変更など)があった際に、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(注2)どちらか一方の保険契約が、人身傷害補償特約(搭乗中のみ補償)の場合は補償は重複しません。

⑤保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものとあらかじめ決まっているものがあります。お客様が実際に契約する保険金額については、ホームページ上の申込画面または保険申込書などの保険金額欄および普通保険約款・特約をご確認ください。

⑥お取り扱いの範囲 契約概要 ②契約締結前におけるご確認事項(5)お取り扱いの範囲

「アクサダイレクト総合自動車保険」にてお引き受けできる保険契約者・記名被保険者・対象とするお車などの条件は以下のとおりです。ただし、以下に該当する場合であっても、ご契約条件や前契約の等級・事故件数、事故の内容などにより契約内容に制限を加えさせていただくことやご契約をお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険契約者	以下の条件をすべて満たす方とします。 a. 個人であること b. ノンフリート契約者であること ^(注1)
記名被保険者	次のa.からd.の方のうち、ご契約のお車を主に運転される方とします。 a. 保険契約者 b. a.の配偶者 c. a.またはb.の同居の親族 d. a.またはb.の別居の未婚の子
対象とするお車	用途車種が自家用8車種および二輪・原付であること ^(注2)
お車の所有者	次のa.からc.の方が所有するお車とします。 ^(注3) a. 保険契約者 b. a.の配偶者 c. a.またはb.の親族

- (注1) フリート契約者または前契約にフリート契約者料率が適用されている場合はお引き受けできません。
 (注2) 対象とするお車に該当する場合でも、当社が定めるお車（スポーツカー、高級車など）や改造車などはご契約内容に制限を加えさせていただくことやお引き受けできない場合があります。また、発売直後の新型式のお車、型式不明車など当社がデータを保有していないお車や有償で人または貨物を輸送するお車（道路運送法に基づく有償運送許可を受けた自家用自動車を除きます。）などはお引き受けできません。
 (注3) 所有権留保条項付売買契約やリース契約により、車検証上の所有者が法人である場合は、「使用者」欄に記載された方を所有者とみなします。

⑦補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

運転者限定特約および運転者年齢条件特約の設定により、補償される運転者の範囲を限定することができます。なお、運転者の範囲は保険期間中に変更可能ですので、保険期間中にご家族構成が変わった場合や被保険者がお誕生日を迎えた場合は、必要に応じて運転者の範囲の見直しを行ってください。

ア.運転者限定特約

「本人型」、「夫婦型」、「家族型」の3つの契約タイプより設定できます。この特約により、限定された方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。なお、ご契約のお車の用途車種が二輪・原付の場合は、この特約をセットできません。

イ.運転者年齢条件特約

「21歳以上補償」、「26歳以上補償」、「30歳以上補償」より設定できます。この特約により、年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。なお、ご契約のお車の用途車種が原動機付自転車の場合、「21歳以上補償」のみ選択可能です。

運転者		a	b	c	d	e	f											
範囲を限定する特約		記名被保険者	aの配偶者	aまたはbの同居の親族	aまたはbの別居の未婚の子	aまたはbの別居の既婚の子、友人・知人など	a、bまたはcが営む事業に従事中の従業員											
運転者限定特約	なし	○	○	○	○	○	○											
	家族型	○	○	○	○	補償されません												
	夫婦型	○	○	補償されません														
	本人型	○	補償されません															
運転者年齢条件特約	なし	年齢条件を適用しません																
年齢条件あり	年齢条件を適用	年齢条件を適用しません																

⑧保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間	1年間（1年超の長期契約や1年未満の短期契約はお取扱いしていません。）
補償の開始	保険始期日の午後4時（保険証券（注）または保険契約継続証にこれと異なる記載がある場合は、その時刻となります。）
補償の終了	保険満期日の午後4時

（注）「保険証券等の不発行に関する特約」をセットされている場合は、当社ホームページ上のお客様専用ページの契約内容確認画面に読み替え願います。

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法など

①保険料の決定の仕組み 契約概要 ②契約締結前におけるご確認事項（7）保険料の決定の仕組みと払込方法など

保険料は、主に次の要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、ホームページ上の申込画面または保険申込書などの保険料欄でご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	1～20等級の区分によって保険料が割引・割増される制度です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数などにより、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めて契約する場合は、等級は6等級（A～C、E）となり、事故有係数適用期間は0年となります。 （注）等級・事故有係数適用期間については、P.9「重要事項説明書の補足事項（3）」をご参照ください。
料率クラス制度	自家用普通乗用車および自家用小型乗用車については、お車の型式ごとの事故発生状況などに基づき決定された料率クラスを適用いたします。料率クラスは、補償種目ごと（車両、対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害、人身傷害）に9段階あり、数値が大きいほど保険料が高くなります。型式別料率クラスは、直近の事故発生状況を反映し、より適正かつ公平な保険料負担とするために、毎年1回見直しを行います。 自家用二輪自動車については、道路運送車両法施行規則に定める二輪自動車の種別に応じた料率クラスを適用いたします。軽二輪自動車の場合は料率クラスA、小型二輪自動車の場合は料率クラスBとします。
用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色などに基づき当社が定めた区分によって保険料が異なります。
初度登録（検査）年月（注1）	ご契約のお車の初度登録（検査）年月の翌月から起算して保険始期日の属する月までの期間（車齢）によって保険料が異なります。
使用目的	ご契約のお車の主な使用目的によって保険料が異なります。
年間予想最大走行距離（注2）	年間に走行する距離の予想最大値により保険料が異なります。
記名被保険者の年齢（注2）	運転者年齢条件特約をセットしている場合、保険始期日における記名被保険者の年齢に応じて保険料が異なります。
記名被保険者の住所	記名被保険者のお住まいの地域により保険料が異なります。
記名被保険者の運転免許証の色	記名被保険者の運転免許証の色により保険料が異なります。
インターネット割引	インターネットで契約のお申し込みを行う場合に適用されます。インターネット割引には、新規のご契約の場合に適用されるインターネット割引（新規）と継続契約の場合に適用されるインターネット継続割引があります。
複数所有新規割引	2台目以降のお車を新たに取得され、初めて自動車保険をご契約いただく際に、すでに保有しているお車の保険契約の等級が11等級以上であることなどの所定の条件を満たしている場合は、7等級（A～C、E）となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。 （注）割引率については、P.9「重要事項説明書の補足事項（3）」をご参照ください。
ASV割引	AEBが装着されている自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車で、保険始期日が所定の適用対象期間内にある場合に保険料を割引きます。 （注）適用対象期間については、P.10「重要事項説明書の補足事項（4）」をご参考ください。

（注1）二輪・原付の場合は保険料の決定の要素となりません。

（注2）原動機付自転車の場合は保険料の決定の要素となりません。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

② 契約締結におけるご確認事項(7)保険料の決定の仕組みと払込方法など

次のような保険料の払込方法があります。保険期間が始まった後でも、当社が保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。ただし、特約により保険期間開始後に保険料の払込期日が設定されている場合を除きます。

なお、二輪・原付のご契約(前契約の満期日を始期日として締結する当社継続契約を除きます。)につきましては、「一括払」のみのお取扱いになります。

払込回数	払込方法	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	オンライン振込 ^(注1)	預貯金口座振替
一括払	○	○	○	×	×
分割10回払 ^(注2)	第1回分割保険料	×	○	○	×
	第2回目以降分割保険料	×	×	×	○
分割12回払 ^(注2)	第1回分割保険料	○	×	×	(一部の継続契約のみ ○) ^(注3)
	第2回目以降分割保険料	○	×	×	(一部の継続契約のみ ○) ^(注3)

(注1)当社が指定する金融機関のインターネットバンキングのご利用に限ります。

(注2)「一括払」と比べて割増となります。

(注3)前契約が預貯金口座振替による分割払契約で、かつ「保険契約の自動継続に関する特約」によりご契約が自動継続される場合のみ、翌年の継続契約は、「預貯金口座振替による分割12回払」となり、第1回分割保険料より預貯金口座振替となります。

③保険料の払込猶予期間などの取扱い

注意喚起情報

ア. 保険料は、所定の払込期日^(注1)までにお支払いください。払込期日までに保険料をお支払いいただかなかった場合で払込期日後1か月を経過しても保険料をお支払いいただけなかった場合は最初にお支払いいただかなかった払込期日の翌日以降^(注2)に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、保険契約を解除する場合がありますので十分ご注意ください。

イ. 保険料を分割してお支払いいただく場合に次のような理由で第2回目以降の保険料を払込期日にお支払いいただけなかった場合は、翌月の払込期日までに2回分の保険料をお支払いいただく必要があります。

●預金口座振替とした場合に残高不足・口座解約等により所定の払込期日^(注3)に振替ができなかった場合

●クレジットカード払とした場合でクレジットカードの解約等により当社が有効性等の確認できなかった場合

(注1)保険料を分割してお支払いいただく場合の第2回目以降の保険料および継続契約^(注4)の第1回分割保険料の場合は保険証券^(注5)記載の払込期日を指します。保険料を一括でお支払いいただく場合の継続契約^(注4)の場合、継続前契約の保険期間の末日の前日が払込期日となります。

(注2)継続契約^(注4)の第1回分割保険料の場合は継続契約の保険始期日以降。

(注3)毎月27日とします。ただし、27日が金融機関の休業日の場合には翌営業日とします。

(注4)保険契約の自動継続に関する特約の規定に基づく継続契約を行います。

(注5)保険契約継続証を含みます。なお、「保険証券等の不発行に関する特約」をセットしている場合は当社ホームページ上のお客様専用ページの契約内容確認画面とします。

(4)満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務

注意喚起情報

③ 契約締結時におけるご注意事項(1)告知事項

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知事項(危険に関する事項として当社が告知を求めるもの)について事実を正確に申告してください。告知事項が事実と相違している場合や事実が記載されていない場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので正確に申告してください。

【主な告知事項】

記名被保険者の氏名・生年月日・住所(居住地)	記名被保険者は、各補償の被保険者の範囲を決める重要な事項です。ご契約のお車を主に運転される方1名をお選びのうえ、氏名・生年月日・住所(居住地)をお知らせください。								
記名被保険者の運転免許証の色	保険始期日時点の記名被保険者の運転免許証の色をお知らせください。なお、免許更新手続き期間中に保険始期日があり、次のいずれかに該当する場合には、運転免許証の色がブルーでもゴールド(グリーンの場合はブルー)とみなしますので、ご申告の際にご注意ください。 ア.免許を更新すればゴールド免許またはブルー免許となるが、保険始期日時点で免許を更新していない場合 イ.免許を更新しなければゴールド免許を保有していたが、保険始期日時点で免許を更新していた場合								
ご契約のお車の基本情報	ご契約のお車の車名／型式／初度登録(検査)年月／AEBの有無 ^(注1) ／車台番号／登録番号／用途車種／車両所有者などをお知らせください。 (注)所定の条件を満たす自家用(普通・小型)乗用車および自家用軽四輪乗用車の場合								
ご契約のお車の使用目的	ご契約のお車の主な使用目的は、下表の3つに区分されます。該当する使用目的をお知らせください。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務用</td> <td>年間^(注1)を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学^(注2)用</td> <td>業務用に該当せず、年間^(注1)を通じて平均月15日以上、通勤・通学^(注2)に使用される場合(最寄駅への送迎を含みます)</td> </tr> <tr> <td>日常レジャー用</td> <td>上記のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。ただし、保険期間の途中で使用目的を変更する場合は、その時点から1年間とします。 (注2)「通学」とは、学校への登下校(送迎を含みます。)をいいます。ただし、学校教育法に定めのない保育園(保育所)、介護ケアセンターなどへの送迎は、「通学」とはみなしませんのでご注意ください。</p>	使用目的	基準	業務用	年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合	通勤・通学 ^(注2) 用	業務用に該当せず、年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、通勤・通学 ^(注2) に使用される場合(最寄駅への送迎を含みます)	日常レジャー用	上記のいずれにも該当しない場合
使用目的	基準								
業務用	年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合								
通勤・通学 ^(注2) 用	業務用に該当せず、年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、通勤・通学 ^(注2) に使用される場合(最寄駅への送迎を含みます)								
日常レジャー用	上記のいずれにも該当しない場合								
ご契約のお車の年間予想最大走行距離	年間走行距離の予想最大値(5,000km未満／5,000km以上10,000km未満／10,000km以上)をお知らせください。								
前契約／他契約内容など	前契約の始期日／満期日(または解約日・解除日)／ノンフリート等級／事故有係数適用期間／事故歴などをお知らせください。								

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

「アクサダイレクト総合自動車保険」は、クーリングオフの対象外となっています。あらかじめご了承ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務など 注意喚起情報

① 通知義務と通知事項 4 契約締結後におけるご注意事項(1) 通知義務と通知事項

ご契約の締結後に、次の事実が発生した場合は、遅滞なく当社にご通知ください。ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお、ご通知があってもご契約のお車の用途車種が当社の保険引受の範囲外となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

- ア.ご契約のお車の用途車種または登録番号(車両番号、標識番号)が変更となるとき
- イ.ご契約のお車のAEBの有無^(注)を変更したとき
- ウ.記名被保険者の住所(居住地)が変更となるとき
- エ.ご契約のお車の使用目的が変更となるとき
- オ.ご契約のお車の予想最大走行距離区分が変更となるとき
- カ.前契約の事故件数に変更があったとき

(注)所定の条件を満たす自家用(普通・小型)乗用車および自家用軽四輪乗用車の場合

② ご契約内容の変更が必要な場合 4 契約締結後におけるご注意事項(2) ご契約内容の変更が必要な場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更などが必要となります。あらかじめ当社にご通知ください。
 - ア.ご契約のお車を譲渡するとき
 - イ.お車の買替えなどにより、ご契約のお車を入替するとき
 - ウ.記名被保険者を変更するとき
 - エ.運転者の範囲(運転者限定特約または運転者年齢条件特約の内容)を変更するとき
 - オ.上記のほか、特約の追加などご契約条件を変更するとき
- 転居などにより保険契約者の住所が変更となる場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。

(2) 保険契約の自動継続に関する特約について

契約概要

4 契約締結後におけるご注意事項(4) 保険契約の継続について

アクサダイレクト総合自動車保険には、原則として、一部のご契約を除き「保険契約の自動継続に関する特約」がセットされ、「継続意思確認日」(満期日の属する月の前月10日)までにお客さままたは当社より契約内容の変更など別段の意思表示がない場合、保険契約は満期日と同一の条件で自動継続^(注)されます。ご契約条件や事故歴などにより、自動継続できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。この場合は、「継続意思確認日」の少なくとも2週間前までにご通知いたします。

(注)車両保険の保険金額、免責金額または特約が追加・削除されるなど一部ご契約内容が変更となる場合があります。また、当社が、保険約款・保険引受に関する制度または保険料率を改定した場合には、改定した内容が適用されます。

(3) 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

4 契約締結後におけるご注意事項(5) ご契約の変更・解約

ご契約を解約される場合は速やかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の解約に際し、保険期間の初日から解約日までの既経過期間の保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料の払込状況によっては、追加で保険料をご請求する場合もあります。追加でご請求したにもかかわらず、その保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級は継承されませんのでご注意ください。

(注)解約返戻金の計算については、P.10「重要事項説明書の補足事項(5)」をご参照ください。

(4) ご契約の中止制度

注意喚起情報

4 契約締結後におけるご注意事項(6) ご契約の中止制度

保険契約を継続されない場合または解約した場合、その保険契約の等級は次契約に継承されません。ただし、次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から13か月以内に中止証明書の発行をお申出いただくことにより、等級を継承することができます。

- 保険期間の途中でご契約のお車を手ばなしした場合
- 記名被保険者が長期的に海外渡航などをされる場合
- 記名被保険者が妊娠され、一時的に二輪・原付を運転されない場合

(5) 前契約のご申告内容

注意喚起情報

6 ノンフリート等級別料率制度(4) 前契約のご申告内容

当社ではノンフリート等級別料率制度の適切な運用を図るため、情報交換制度により保険会社間で記名被保険者、等級、事故件数、事故有係数適用期間、保険期間等の確認を行います。(情報交換制度による確認は、一定の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。)保険会社間で確認した内容とご契約の内容に相違があった場合は、保険始期日に遡りご契約内容を訂正し、保険料を追加または返還させていただくことがあります。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限 注意喚起情報

当社の取扱代理店は、原則として、契約締結の媒介を行っており、保険契約の締結、保険料の領収および領収証の交付、告知の受領などの代理権を有しておりません。

(2)保険会社破綻時などの取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金などは80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

①当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、主に次の目的のために利用します。また、利用目的は、お客様にとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、ホームページ等により公表します。

ア. ご本人かどうかの確認

イ. 損害保険契約の見積、引受、維持、管理

ウ. 適正な保険金、給付金の支払

エ. 当社および関連会社、提携会社などの各種商品・サービスの案内、提供、管理

オ. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

②当社は、保険契約の引受リスクを適切に分散するために、再保険(再々保険以降の出再を含みます。以下「再保険」)の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する個人情報など再保険の引受、維持・管理、保険金等の支払いに必要な個人データを再保険会社に対し提供することができます。

③当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

ア. 法令に基づく場合

イ. 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

ウ. 当社関連会社との間で共同利用する場合

エ. 損害保険会社間などで共同利用する場合

④当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託する場合があります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

⑤当社および当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で個人データを共同利用することがあります。⑥当社は、保険制度の健全な運営を確保し、不正な保険金請求を防止するため、また、自賠責保険の適正な支払等のために、他の損害保険会社・共済、一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 日本少額短期保険協会および損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

※詳しくは、当社ホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください。
(http://www.axa-direct.co.jp/privacy_policy/)

(4)継続契約について

■ 契約締結後におけるご注意事項(4)保険契約の継続について

<継続契約の保険料について>

ご契約条件の変更や記名被保険者の年齢の進行、車齢の進行、型式別料率クラスの見直し、あるいは保険料率水準の検証結果による保険料率の見直しにより、1年間無事故の場合でも継続契約の保険料が前年に比べて高くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<継続契約のお引き受け>

当社からご依頼するお手続きが行われない場合は、継続契約をお引き受けできない場合があります。また、前契約の保険期間中ににおける事故の件数や内容、保険料の不払い、ご契約のお車の入替、その他のご契約内容の変更など、お客さまの諸条件によっては、継続契約の補償内容を制限させていただく場合や、継続契約をお引き受けできない場合があります。

(5)事故や故障などのトラブルが発生した場合

■ 事故が起こった場合には

事故や故障の際には、事故受付・ロードサービスセンターへご連絡ください。保険金請求の場合には、普通保険約款および特約に定める書類のほか、「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約のしおり／普通保険約款・特約に記載の書類をご提出いただく場合がございます。

(注)事故にあわれた際の示談交渉サービスについては、P.10「重要事項説明書の補足事項(6)」をご参照ください。

■AXAプレミアムロードサービス

「アクサダイレクト総合自動車保険」には、すべてのご契約にAXAプレミアムロードサービスがセットされています。サービスの詳細はご契約後にお届けするサービスガイドや当社ホームページなどでご確認ください。

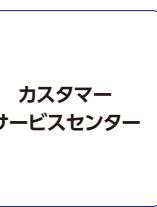
<主なサービス>

・バッテリー上がり、ガス欠などの際のロードサイドサービス

・レッカーサービス

・帰宅費用・宿泊費用のサポートサービス など

お問い合わせ、お申し込み手続き、ご契約内容変更手続きなど

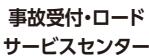


新規のお客さま専用 **0120-577-544** (通話料無料)
受付時間: [月~日] 9:00~20:00
(祝日を含みます)

ご契約者さま専用 **0120-193-877** (通話料無料)
受付時間: [月~金] 9:00~20:00
[土・日・祝日] 9:00~17:00

※一部のご契約内容変更手続きは、当社ホームページでもお手続き可能です。

事故の受付、自動車トラブルが起こった場合



0120-699-644 (通話料無料)
受付時間: 24時間365日

当社へのご相談・苦情



0120-449-669 (通話料無料)
受付時間: [月~金] 9:00~17:00 (土・日・祝日を除きます)

保険会社との間で問題が解決できない場合

<指定紛争解決機関> 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただかず、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

受付時間: [平日] 9:15~17:00
(土・日・祝日・年末年始などを除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13 健楽ビル
<http://www.axa-direct.co.jp/>

重要事項説明書の補足事項

(1) 対物全損時修理差額費用補償特約の補償例

前方不注意により赤信号で停止中の車に追突してしまった場合(自分の過失割合が100%の事故)

相手方の車の年式が古く、修理費^(注1)が時価額を上回ってしまった場合、法律上の損害賠償責任のある時価額までしか対物賠償保険では補償されません。対物全損時修理差額費用補償特約が付帯されていれば、時価額を超過した額も補償の対象となります。



(注1)実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

(注2)1事故につき「修理費と時価額との差額」×「被保険者の過失割合」で算出した額を対物全損時修理差額費用保険金として50万円を限度にお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から6ヶ月以内に修理された場合に限ります。

(2) 弁護士費用等補償特約の補償範囲

保険金の種類	お支払い限度額	保険金としてお支払いする費用
損害賠償請求費用保険金 ^(注)	1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円限度	弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停に要した費用など
法律相談費用保険金 ^(注)	1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円限度	弁護士が行う法律相談または司法書士法・行政書士法に規定する相談を行ったときの費用

(注)当社の承認を得た弁護士などに委任したときに負担する損害賠償請求費用および法律相談費用が対象になります。

(3) 等級・事故有係数適用期間について

① 初めて自動車保険をご契約される場合の等級・事故有係数適用期間

ア. 初めて自動車保険をご契約される方は6等級となり、等級および割増引率は運転者年齢条件に応じて下表のとおりとなります。なお、事故有係数適用期間は0年となります。

運転者年齢条件	年齢を問わず補償 (全年齢補償)	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償
等 級	6A	6B	6C	6E
割増引率(%)	+28	+3	-9	-9

イ. 複数の車をお持ちで既に他の車に自動車保険のご契約があり、2台目以降のお車に初めて自動車保険をご契約される場合^(注)で、次のa~eの条件をすべて満たしたときには「複数所有新規割引」が適用され7等級となり、等級および割増引率は運転者年齢条件に応じて下表のとおりとなります。なお、事故有係数適用期間は0年となります。

運転者年齢条件	年齢を問わず補償 (全年齢補償)	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償
等 級	7A	7B	7C	7E
割増引率(%)	+11	-11	-40	-40

(注)2台目のご契約の始期日時点で既に1台目のご契約がある場合をいいます。

②継続してご契約される場合の等級・事故有係数適用期間(他の保険会社等からの切替を含みます。)

前契約の保険期間が1年であり、満期日または満期日の翌日から7日以内にご継続される場合、等級および事故有係数適用期間は、【表1】のとおり決定され、「無事故」「事故有」の区分別に【表2】に定める割増引率が適用されます。

【表1】等級および事故有係数適用期間の決定方法

前契約		継続契約	
事故有係数適用期間	事故の有無・事故種類 ^(注)	等級 (前契約等級に対して)	事故有係数適用期間 (前契約の事故有係数適用期間に対して)
0年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	0年で変わりません
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	事故1件につき、「3年」加えます
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1つ」下がります	事故1件につき、「1年」加えます
1~6年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	「1年」引きます
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	「1年」引いた後に、事故1件につき、「3年」加えます
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1つ」下がります	「1年」引いた後に、事故1件につき、「1年」加えます

(注)事故種類は、「【表3】事故の取扱い」をご参照ください。

【表2】等級別係数(割増引率)表

等 級		1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	無事故	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63
	事故有							-20	-21	-22	-23	-25	-27	-29	-31	-33	-36	-38	-40	-42	-44
割増引		← 割 増 →										割 引									

(注)この割増引率は当社のノンフリート等級別料率制度上の割増引率です。継続(更新)前後の等級を異にするご契約を比較する場合、保険料はその他の条件を含めて算出するため、保険料水準の目安とはなりますが、ご案内している実際の保険料を比較した場合の比率は異なります。

【表3】事故の取扱い

事故種類	事故の内容
ノーカウント事故	a. 対人賠償保険の臨時費用保険金のみの事故 b. 搭乗者傷害保険事故 c. 無保険車傷害保険事故 d. 人身傷害補償特約事故 e. 弁護士費用等補償特約事故 f. ファミリーバイク特約事故 g. 搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払特約事故 h. 搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約事故 i. 搭乗者傷害保険の家事労働費用補償特約事故 j. ペット搭乗中補償特約事故 k. 日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)事故 l. 携行品損害補償特約事故 m. 形成手術費用補償特約事故 n. 地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約事故 o. 被害者救済費用補償特約事故
1等級ダウン事故	次のa.～h.の原因による車両保険事故 a. 火災または爆発(他物 ^(注1) との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。) b. 盗難(被保険自動車の盗難に関する代車等費用補償特約による保険金支払いのみの場合を含みます。) c. 騒擾(そうじょう)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 d. 台風、竜巻、洪水または高潮 e. 落書または窓ガラス破損(他物 ^(注1) との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた窓ガラス破損を除きます。) f. いたずら(ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と他のお車 ^(注2) との衝突または接触によるものを除きます。) g. 飛来中または落下中の他物との衝突 h. a～gのほかの偶然の事故(他物 ^(注1) との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によるものを除きます。)
3等級ダウン事故	上記「ノーカウント事故」および「1等級ダウン事故」以外の事故

(注1)飛来中または落下中の物を除きます。

(注2)原動機付自転車を含みます。

(4)ASV割引について

AEBが装着されている自家用普通乗用車^(注1)、自家用小型乗用車^(注1)または自家用軽四輪乗用車で、かつ、保険始期日が以下の適用対象期間内にある場合に、対人・対物賠償保険、搭乗者傷害保険、車両保険および人身傷害補償特約などの保険料を割引きます。^(注2)

車種	適用対象期間
自家用普通乗用車	■型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月末日までの期間 ^(注3) をASV割引の適用対象期間とします。適用対象期間後(型式の発売から約3年経過後)は、ASV割引は適用されなくなりますのでご留意ください。
自家用小型乗用車	■ご契約のお車の型式が「適用対象期間」に該当するかどうかは、損害保険料率算出機構のHP(https://www.giroj.or.jp/)の「型式別料率クラス検索」をご確認いただけます。
自家用軽四輪乗用車	■適用対象期間の定めはありません。型式の発売時期を問わず、ASV割引の対象となります。

(注1)総排気量により料率クラスを適用する一部の改造車などについては割引の対象外となります。

(注2)ご契約のお車のAEB装着の有無をお客様にご申告いただき、「一般財団法人自動車検査登録情報協会」内に設置された「ASV情報データベース」等でAEBが装着されている事実が確認できた場合に、ASV割引を適用します。

(注3)【例】 ■型式発売年月が2015年4月の場合
⇒保険始期日が2018年12月31までのご契約がASV割引の対象となります。

■型式発売年月が2017年1月の場合
⇒保険始期日が2019年12月31日※までのご契約がASV割引の対象となります。

*型式発売年月が「2016年度」であるため、これに3を加算した年(暦年)である2019年12月31日となります。

(5)解約返戻金の計算について

保険料を「一括払」でお支払いの場合	現在の年間保険料	×	(1 -	既経過期間に対応する	短期料率 ^(注4))	=	返還保険料	
保険料を「分割払」でお支払いの場合	現在の年間保険料	×	(1 -	既経過期間に対応する	月割短期料率 ^(注4))	-	未払込保険料 =	返還保険料

(注4)短期料率・月割短期料率

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
月割短期料率	-	-	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

(6)示談交渉サービスについて

対人・対物賠償事故および日常生活賠償事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、当社は、被保険者のために示談交渉を当社の費用により行います。この場合、当社の選任した弁護士が相手方との交渉にあたることがあります。ただし、次の場合は、当社による示談交渉はできませんのでご注意ください。

示談交渉ができない主な場合	
対人・対物賠償保険 日常生活賠償保険特約	■保険金をお支払いすることができない事故(事故の過失割合が相手方100%の事故など) ■事故の相手方が当社と交渉することを拒んだ場合 ■被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒んだ場合
対物賠償保険 日常生活賠償保険特約	■損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故
対人賠償保険	■ご契約のお車に自賠責保険などが付いていない場合の対人事故 ■損害賠償額が明らかに自賠責保険などの支払限度額内で納まる対人事故

(注)お客様に責任のない「被害事故」の場合、保険会社がお客様に代わって示談交渉をすることができません。「弁護士費用等補償特約」をセットすることで「被害事故」などの際、弁護士に委託したときの費用などを補償することができます。